

空き家を活用しませんか

「住宅セーフティネット」の推進

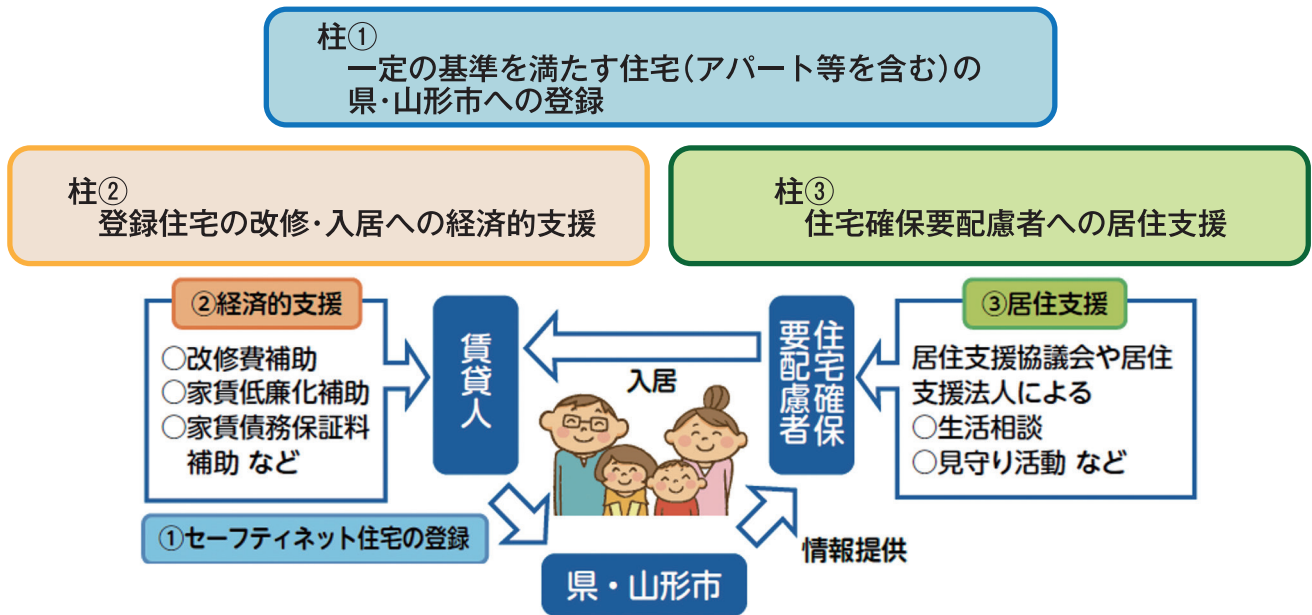
●「住宅セーフティネット」とは

公営住宅は、高齢者、障がい者、子育て世帯等の住宅の確保に配慮が必要な方の住宅セーフティネットの中核を担っております。

しかし、公営住宅の老朽化による建替えや修繕及びまちなか等の公営住宅の需要が高いところへの建設が困難なことから、公営住宅の提供が十分とは言えません。

空き家や空きアパート等の民間住宅を活用し、住宅確保要配慮者専用の住宅として提供してもらうことで、住宅セーフティネット機能を強化してまいります。

●住宅セーフティネット制度の3本柱



●登録住宅への支援

公営住宅等の提供が難しいまちなか等で、セーフティネット住宅の提供に取り組んでいる市町村では、支援制度を設けています。

●改修費補助

セーフティネット住宅に登録すると、改修費補助を受けることができます。

なお、補助上限額及び補助率については改修費補助を実施する市町村にお問い合わせください。

補助対象者	セーフティネット住宅の賃貸人（建物の所有者・法人等）
補助内容	セーフティネット住宅として登録した賃貸住宅の改修工事（バリアフリー改修、間取り変更工事等）
要件	入居者は、移住・新婚・子育て・若者単身・低額所得者のいずれかに該当する者であること。
実施市町村	山形市・鶴岡市・舟形町

●家賃補助

セーフティネット住宅に低廉な家賃で入居できるよう、賃貸人へ家賃補助を行っています。

（実施市町村：山形市・米沢市・鶴岡市・上山市・南陽市・大石田町・白鷹町）

●問合せ先 **023-630-2562**

山形県 県土整備部 建築住宅課 住宅対策担当